

甲子園大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

甲子園大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、甲子園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「黽勉努力（びんべんどりよく）」「和衷協同」「至誠一貫」に基づく大学の使命・目的及び教育目的は寄附行為や学則上に明確に規定されているとともに、ホームページなどで学内外へ周知されている。大学は、社会変化に意欲的に対応し、それらに伴い教育目的なども適切に見直している。

また、「学校法人甲子園学院第2期経営改善計画 平成26年度～平成30年度」において、建学の精神をもとにした教育目的は具体的に反映されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに基づき、多様な入学者選抜が行われているが、大学全体として定員未充足の状態であり、「学校法人甲子園学院第2期経営改善計画 平成26年度～平成30年度」において改善策を策定し、積極的に取組んでいる。

教育課程は体系的に編成されており、ナンバリングやカリキュラムマップ等、学生の理解が容易になるように工夫されている。

少人数教育、担任制が実施され、オフィスアワー制度、TA(Teaching Assistant)制度も整備されている。また、GPA(Grade Point Average)制度が導入され、学修指導などに活用されようとしている。

1年次生から3年次生までキャリア支援教育として、「キャリアデザインI」などが設けられている。各種資格取得についても支援策が行われている。

「保健管理センター」に、医師1人と看護師1人が常勤で配置されるなど、学生サービスは適切に提供されている。

教員数は、設置基準を満たしており、教員の教育力向上にも取組んでいる。校舎、図書館などの教育環境については、適切に整備し有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為において、教育基本法及び学校教育法に従うことを定めるとともに、大学運営に必要な諸規則を整備している。理事会は寄附行為で最高意思決定機関と位置付けられ、戦略的に意思決定できる体制を確保している。

学長の職務が明示され、適切なリーダーシップが図れるよう権限と責任が明確にされている。また、理事長や学長が構成員となっている「法人本部・大学連絡会」や「法人経営企画会議」などが、法人と大学の意思統一及び相互チェックの場として機能している。

全教職員が参加する「全学教職員研修会」だけでなく、外部の研修会など SD(Staff

Development)の機会が用意されている。

財務運営は中期計画に基づき行われており、安定した財務基盤が確立されている。また、内部監査、監査法人による監査、そして監事による監査と併せ三様監査の体制が整備されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「甲子園大学 IR 推進に関する規程」に基づき、適切な実施体制を整え、自己点検・評価は自主的・自律的に実施されている。

自主点検・評価に当たっては、既存の調査やアンケートなどに各委員会での分析を加えることで、エビデンスの公正・透明性が確保されている。また、「平成 25(2013)年度自己評価報告書」はホームページで公表されている。PDCA サイクルについては、中期目標に対して期間半ばで見直しを実施するなど仕組みが確立されている。

総じて、大学は建学の精神として掲げる「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」やこれらに基づく使命・目的ののっとり適切に教育・研究に取り組んでいる。「学校法人甲子園学院第 2 期経営改善計画 平成 26 年度～平成 30 年度」が着実に実行されており、安定した財務基盤を背景に、地域社会に貢献する大学を目指した取組みが進められている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の校訓三綱領を建学の精神として掲げており、それに基づく使命・目的及び教育目的については、「学校法人甲子園学院寄附行為」「甲子園大学学則」及び「甲子園大学大学院学則」で明確に規定されている。加えて、大学のホームページや学生便覧では簡潔な文章で示されている。

学部、学科ごとの教育目的及び、人材養成に関する目的も学生便覧に具体的に分かりやすく示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

校訓三綱領に基づく、『人間性尊重の実学教育—人間教育』の実践を目指して、人類の幸福と社会貢献のため、信念をもって行動できる人材の育成」という教育方針が大学の個性・特色となっており、これらは教育目的に反映されている。

学則により定められた大学の使命・目的は学校教育法などの法令に照らして、適切なものである。

大学は社会の変化に意欲的に対応し、コース、カリキュラム、組織等の変更に応じて教育目的、教育方針、人材育成及び教育研究上の目的を定めた「大学の定め」及び「大学院の定め」の見直しを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、寄附行為及び大学学則に明記されており、それらの制定や改訂に対して行われる理事会、大学評議会での審議、承認の過程で、役員や教職員の理解と支持を得ている。

大学は使命・目的及び教育目的を学生便覧やホームページに掲載するだけでなく、教職員、学生、保護者に対して、それぞれ毎年機会を設けて学長や学部長等から説明することで周知を図っている。

「学校法人甲子園学院第2期経営改善計画 平成26年度～平成30年度」において、建学の精神をもとに、教育目的はより具体的に述べられている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、2学部2研究科に加え、「学士課程教育・大学院教育推進室」「共通教育推進センター」「地域連携推進センター」が設置されている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学則等に定められた教育目的を踏まえて、学部・学科・研究科別にアドミッションポリシーが適切に設定されており、学生募集要項等に明記され、公表されている。

入学者選抜においては、アドミッションポリシーに基づき、一般入学者選抜試験の他に、AO 入試や自己推薦型を含む各種推薦入学者選抜試験を含めた多様な選考方法によって適切に実施されている。入試問題の作成は、専任教員による専門ワーキンググループを構成し、大学が自ら行っている。

大学全体として定員未充足の状態であり、入学定員を大きく割込んでいる学科があるものの、今後の定員確保の見込みについて「甲子園大学学生確保のための改善策」を策定し、栄養教諭特待生の創設や外部調査機関を活用するなど、積極的に取組んでおり、今後も継続的な努力に期待したい。

【改善を要する点】

○栄養学部フードデザイン学科と心理学部現代応用心理学科の収容定員充足率が著しく低いため、充足率の向上について改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学則等に定められた教育目的を踏まえて、学部・学科・研究科別にカリキュラムポリシーが適切に設定されており、学生便覧等に明示されている。カリキュラムポリシーに沿って、体系的な教育課程が編成されており、ナンバリングやカリキュラムマップなど、学生の理解が容易になるように工夫がされている。

「全学教育等改善委員会」等が設置され、教授方法の改善を進めるための組織体制が整備されている。教授法の改善が当該年度に反映されるように「学生による授業評価アンケート」の実施時期が設定されている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援及び授業支援に係る委員会や「共通教育推進センター」「情報処理センター」等と事務局の協働が図られており、文部科学省より学修支援の補助金を獲得している。

中途退学者、休学者及び留年者への対応は全学的にクラス担任やゼミ指導教員を中心に対応している。特に、栄養学部については教務課との連携が進んでおり、「共通教育推進センター」の設置により、「リメディアル教育」や「ステップアップ講座」等、教育課程外の支援を実施している。

少人数教育、担任制を実施しており、オフィスアワー制度、TA 制度も整備されている。学生の意見をくみ上げる仕組みとして、「学生による授業評価アンケート」や学生満足度調査を実施しており、「意見提出箱」も設置されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了等の基準は学則等に定めており、学生便覧で明示している。各科目の到達目標・成績評価の方法とその評価基準については、シラバスに明記している。各学部とも進級要件を定めている。これらに基づいて、各学部と大学院で卒業要件・修了要件の厳正な適用による卒業判定と修了認定を行っている。また、他大学における既修得単位の認定単位数の上限は適切に設定している。

GPA 制度については、学修指導、奨学金授与基準の資料として活用しようとしている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内にキャリア教育に資する「キャリアデザインⅠ」などが設けられており、1年次生から3年次生までキャリア支援教育が実施されている。また、フードデザイン学科と現代応用心理学科ではインターンシップが正規科目として単位化され、「キャリアサポートセンター」の支援により実施されており、インターンシップ参加率の向上にも努めている。

キャリア教育や就職支援に関し、全学及び各学部の「キャリアサポートセンター委員会」「キャリアサポートセンター事務室」が整備され、就職活動開始前に「就職指導・相談シート」をもとに事務職員が3年次生全員と個人面談をするなどの相談・助言を行う指導体制が整っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生が各種資格を取得できるようにカリキュラム設定や支援が行われており、栄養学部では教育目的の達成状況は、資格取得状況や就職先などから判断している。卒業研究が必修科目となっているフードデザイン学科と現代応用心理学科において発表会が実施されており、卒業論文内容とプレゼンテーションを評価に用いている。フードデザイン学科においては勉学の習熟度確認のための栄養士実力認定試験が4年次生全員に実施されている。

「学生による授業評価アンケート」と「学生生活に関する実態調査」を行っていることに加えて、学生の声をくみ上げる手段として「意見箱」が学内に設置されている。また、「学生による授業評価アンケート」の評価結果を教員に通知し、教員は自己分析書を作成し、図書館やホームページで公開する仕組みなど対応が適切に実施されており、教育内容・方法や学修指導の改善にフィードバックされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

「保健管理センター」が設置され、教員である常勤の医師 1 人と看護師 1 人が配置されており、学生相談室も設置され、学外の臨床心理士を配置している。学生の厚生補導全般に関わる学務委員会が整備され、事務局も学生サービスなどを適切に提供している。また、「甲子園大学人権問題委員会」及び「甲子園大学ハラスメント等防止委員会」が設置されている。

学生の自治組織として「甲友会」が組織され、クラブ活動の認可の審議などを行っている。認可された学生の課外活動への支援は大学より適切に行われている。その他、学生生活全般に関する学生の意見・要望をくみ上げるために、「学生生活に関する実態調査」の実施、「意見箱」の設置をしており、意見・要望に対して適切に対応している。

授業料免除、奨学金、特待生等の学生に対する経済的な支援を適切に行っており、大学独自で「資格特待生制度」を設け、「修学奨励金」が入学者全員に支給されている。大学独自の奨学金制度については、応募数の増加を図るために規則の改正が進められている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数、教授数は設置基準を満たしており、職階分布は適正である。専任教員の年齢構成は概ねバランスがとれており、若手教員については任期制から職務状況に基づいたパーマネント職への移行などの制度を導入しようとしている。また、採用・昇任に関する方針、手続きなどについては規則に明示されており、適切に運用されている。教員の採用は、公募などにより募集が行われている。業務バランスとして、それぞれの教員の担当授業時間数の状況に応じて大学の業務負担の配慮などが行われている。

FD 活動は「FD 委員会」を中心に、「学生による授業アンケート」「教員による公開授業評価」「FD 研修会」や「全学教職員研修会」が実施され、教員の教育力向上に取り組んでいる。

教養教育については「共通教育推進センター運営委員会」で検討されており、全学的に教養教育に取り組む体制は整っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎の面積は設置基準を十分に満たしており、教育目的の達成のために、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理教育用の IT 環境を含む情報施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。また、学生食堂、学生ホール、談話コーナー、ラウンジが整備されており、快適な学生生活のための配慮がなされている。図書館の設備、資料は整備されている。

「学生生活に関する実態調査」などで施設・設備に関する設問もあり、対応可能なものは改善を行うなど、学生の意見をくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。授業を行う学生数は、教育効果を鑑み、実習や演習に加えて講義についてもクラスサイズは適切な人数に設定されている。

施設・設備は、旧耐震基準の建築物の耐震改修なども行われ、安全性は確保されており、防災訓練は毎年度実施されている。また、バリアフリーなどの施設・設備の利便性については順次整備が行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の目的を寄附行為で「『黽勉努力、和衷協同、至誠一貫』の建学の精神に基づき教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」と明確に定めている。「学校法人甲子園学院第 2 期経営改善計画 平成 26 年度～平成 30 年度」では、建学の精神や使命、目指す将来像を確認した上で、財務上の数値目標と達成期限を示して実施計画を策定するなど継続的な取組みを行っている。

大学運営は学校教育法や私立学校法など大学の設置、運営に関連する法令等に準拠し、寄附行為や学則をはじめ、大学という教育研究機関として必要とするハラスメントや公益

通報、個人情報保護、危機管理などに関する諸規則を整備している。

また、教育情報及び財務情報をホームページで公開するとともに、法人事務局に財務書類等を常備して閲覧に供している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、最高意思決定機関として明確に位置付けられ、2 か月に 1 回の頻度で開催されている。理事の選考は寄附行為にのっとり行われ、その構成は適切である。理事会への理事の出席率は高く、職務を的確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性を確保している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「甲子園学院職制に関する規程」において、学長の職務を「大学を代表し、学務の管理及び所属教職員の統括に当たること」と明示し、適切なリーダーシップが図れるよう権限と責任を明確にしている。また、専任教授で構成する教授会をはじめ各種会議や委員会を設け、大学全体に関わる教学組織の全てに規則を整備して、意思決定組織の機能性を確保している。

学長は、自身のリーダーシップのもとに学務を実行するため、大学運営に関する重要な事項を審議する「評議会」や「評議会」の事前調整を行う「運営企画会議」を主催しており、副学長がそれを補佐する体制となっている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は、学校法人甲子園学院の代表者として、権限・責任を有し、十分なリーダーシップのもとに法人運営に当たっている。

学長は理事及び評議員を兼務しており、教学部門と管理部門との連携を図っている。また、理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長などが構成員となっている「法人本部・大学連絡会」が毎週 1 回、「法人経営企画会議」が 2 か月に 1 回開催され、法人と大学との意思統一の場と同時に相互チェックの場として機能している。

大学では学長のリーダーシップの一方で、教員とともに事務職員も各種委員会に委員等として出席し、提案を行うことでさまざまな施策が実現している。

監事や評議員の選任は寄附行為にのっとりしている。監事は監査報告書の作成などを行い、理事会に毎回出席している。評議員の評議員会への出席状況も高く、評議員会は議事をはじめとして適切に運営されている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「甲子園学院組織規程」及び「甲子園学院職制に関する規程」により権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制がなされている。

法人本部と大学が離れた場所にあるが、法人本部・大学連絡会を開催するなど円滑に意思疎通を図り、法人事務局と大学事務局が連携して効率的に業務執行の管理体制を構築している。

SD については、全教職員が参加し毎年 1 回開催される「全学教職員研修会」など、学内で研修会を開催しているだけでなく、関連事務職員を適宜外部の研修会、ガイダンスなどに参加させている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学は、「学校法人甲子園学院経営改善計画（平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度）」及びそれに続く「学校法人甲子園学院第 2 期経営改善計画 平成 26 年度～平成 30 年度」に基づき運営されており、計画以前と比べ財務状況には改善がみられる。

借入金無く、安定した財務基盤が確立されている。また、平成 27(2015)年度の収支バランスについては特殊要因により収入が増加した部分はあるが、基本金組入前当年度収支差額は黒字が確保されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準に準拠した「経理規程」をはじめとした各種規則に基づき、概ね適正に処理されている。

監査室による内部監査が定期的に行われており、監査法人による会計監査、監事による監事監査と併せ三様監査の体制が整備され、それぞれ厳正に実施されている。加えて、理事長と法人会計部門管理者同席のもと、監査法人と監事による報告及び意見交換が年に 1 回実施されているなど連携も図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「甲子園大学 IR 推進に関する規程」に基づいて、「IR 推進委員会」とそのもとに一つ

の専門委員会と二つのワーキンググループを設置するなど適切な実施体制を整え、自己点検・評価を自主的・自律的に実施している。

また、前回の自己点検・評価は、平成 25(2013)年度に「IR 推進委員会」の前身となる「自己評価・認証評価委員会」において、「平成 25(2013)年度自己評価報告書」を取りまとめており、周期等も適切に実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に当たっては、既存の調査やアンケートをもとに各々の委員会において分析を加えることで、エビデンスの公正・透明性を確保している。

データの収集は、事務局が日常的に実施しており、IR 機能の一層の強化を図るために平成 28(2016)年度に「IR 推進室」を設置している。

自己点検・評価の結果については、「平成 25(2013)年度自己評価報告書」をホームページに掲載し、社会への公表を行っている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「IR 推進委員会」を中心に、過去の自己評価報告書の「改善・向上方策(将来計画)」を対比させながら検証を行い、大学運営の改善・向上を目指している。

また、学部、学科は運営目標、事務局は業務計画を毎年度立て、それに対して報告書がまとめられている。平成 26(2014)年度からの 5 年間の中期目標に対しては、センターや事務局が進捗報告を行い、期間半ばで見直しを実施するなど、年度計画や中期目標を中心とした PDCA サイクルの仕組みが確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域社会との連携の推進

- A-1-① 方針の明確化
- A-1-② 地域連携のための学内体制の整備
- A-1-③ 地方自治体との連携・協力

A-2 地域連携の具体的取組み

- A-2-① 取組の多様性
- A-2-② 地域連携の教育的効果
- A-2-③ 公開講座の発展

【概評】

大学の特色として「地域社会との連携を意識した教育」を行い、「地域貢献活動は大学の使命の中で重要な位置を占める」と明確にうたっている「改訂甲子園大学中期目標平成26(2014)年度～平成30(2018)年度」に沿って、「地域連携推進センター」を設置し、兵庫県宝塚市と包括連携協定を締結し、学内の体制の整備、関連自治体との連携を強力に推進し、シンポジウム、食育フェア、健康フェアなどを開催している。これらの地域連携の取組みで文部科学省の「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」等の支援を獲得していることは高く評価できる。

教育課程の中で、学生が地域を志向する科目として「食育実践演習」「食と地域の実践演習」「学際教養講座 B」「地域課題型卒業研究」などを開設しており、宝塚市や NPO などと連携して地域連携を進める中で、「西谷野菜」のブランド化による農業の活性化や、休耕田での太陽光発電によるエネルギーの地産地消など、課題解決型の学修を展開している。食育を中心とした地域連携においては、直接関連する栄養学部だけでなく心理学部と連携した取組みとしている。市民公開講座として、大学の特色を生かした多くの公開講座を開講しており、受講者も多く、地域社会のニーズに応えた学修機会を提供することで地域社会に貢献している。